

# \* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ \*

## ～これだけは知っておきたい事項について～

### ①婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・夫婦は別居しても、お互いの収入に応じて家族の生活費を分担する義務(生活保持義務)があります。別居時には分担額等について、話し合って確認をしましょう。
- ・話し合いができないときや、まとまらないときは家庭裁判所に「婚姻費用分担請求調停」を申し立てることができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



### ②親子交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



- ・離れて暮らす親との定期的・継続的な交流が、子どもの健全な成長のために望ましい場合は、その方法・時期などについて、子どもの心身状況、子どもの意思などに十分配慮して話し合しましょう。
- ・話し合いができないときや、まとまらないときは家庭裁判所に「面会交流調停」を申し立てることができます。

### ③児童手当の受給者の変更

- ・父と母が、別居により生計を別にしてしているときは、児童手当は子どもと同居している方に支給される場合があります。配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、子どもと同居している親に受給者を変更することができます。
- ・受給者変更の手続の詳細は、各区健康福祉課(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

### ④DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

- ・新潟市配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者等からの暴力について相談を受け付けています。ひとりで悩まず、ご相談ください。 ☎025-226-1065

### ⑤新潟市公式LINE

- ・「友だち登録」をすると、「暮らし・生活」「防災」「出会い～子育て」に分類されたメニューから、新潟市のさまざまな事業、制度を知ることができます。
- ・登録時に配信を希望する情報を設定すると、必要な情報のみプッシュ通知で受け取ることができます。

〈新潟市公式LINEはこちら〉 →



### 相談窓口(問い合わせ先)

- ・新潟市及び各区の健康福祉課では、家族・家庭の問題について相談できる窓口を設置しています。安心してお気軽にご相談ください。

○新潟市こども未来部こども家庭課 ☎025-226-1201

○各区健康福祉課 ※連絡先は新潟市ホームページでご確認ください。URL : <https://www.city.niigata.lg.jp>



# \* 離婚を考えている皆さまへ \*

## ～これだけは知っておきたい事項について～

### ①子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉  
Q & Aや養育費解説動画、養育費と親子交流  
のパンフレット等が掲載されています。



#### I. 親権者

- ・未成年の子どもがいる場合は、**親権者を決める必要があります**。子どもの福祉を第一に考えて、話し合っ**て決めま**しょう。話し合**いで決まら**ない場合は、家庭裁判所に**「夫婦関係調整(離婚)調停」**を申し立てることが**でき**ます。

#### II. 養育費

- ・離婚後も父と母は子どもの**養育費(生活費)**をそれぞれの収入に応じて分担する**義務(生活保持義務)**があります。金額、支払時期、支払方法など離婚時に話し合い、きちんと決めて**公正証書等**の法的効力のある文書を作成しましょう。養育費が不払いになった時に効力を持ちます。話し合いができないときやまとまらないときは家庭裁判所に**「夫婦関係調整(離婚)調停」**又は**「養育費請求調停」**(離婚後の場合)を申し立てることが**でき**ます。

〈養育費に関する  
裁判所のHP〉 →



〈親子交流に関する  
裁判所のHP〉 →



#### III. 親子交流

- ・離れて暮らす親との定期的・継続的な交流が**子どもの健全な成長のために望ましい**場合は、その**方法・時期**などについて、子どもの心身状況、子どもの意思などに十分配慮して話し合**いま**しょう。話し合**いができ**ないときやまとまらないときは家庭裁判所に**「夫婦関係調整(離婚)調停」**又は**「面会交流調停」**を申し立てることが**でき**ます。

#### IV. 児童扶養手当

- ・離婚し、ひとり親家庭となった方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方や同居の親族の所得、監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、**各区健康福祉課**に確認してください。

### ②財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



- ・離婚するときは、婚姻期間中に築いた**財産を分けて清算**します。
- ・話し合**いができ**ないときや、まとまらないときは家庭裁判所に**「夫婦関係調整(離婚)調停」**又は**「財産分与請求調停」**(離婚後**2年以内**)を申し立てることが**でき**ます。

### ③年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



- ・**「合意分割」**と**「3号分割」**の**二つの制度**があります。
- ・「合意分割」は、婚姻期間中に収めた保険料に対応する厚生年金を当事者間で分割することができる制度です。合意ができない場合は家庭裁判所に**「年金分割調停」**(離婚後**2年以内**)を申し立てることが**でき**ます。
- ・「3号分割」は、当事者間の合意や**裁判手続を必要と**しません。

### 相談窓口(問い合わせ先)

○新潟市こども未来部こども家庭課 ☎025-226-1201

○各区健康福祉課 ※連絡先は新潟市ホームページでご確認ください。URL : <https://www.city.niigata.lg.jp>

